

2025年5月21日

各位

会社名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 金光 修  
(コード番号 4676 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役 清水 賢治  
(TEL. 03-3570-8000)

### 株主提案に関する提案期限経過後の追加書面受領について

当社は、当社株主であるNIPPON ACTIVE VALUE FUNDより（以下「提案株主」といいます。）から、2025年4月16日付で取締役選任に関する株主提案書（以下「本株主提案書」といいます。）を受領し、同月23日付にて「候補者の差替え」、5月8日付にて本株主提案書の補足説明（本株主提案書に記載した取締役候補者については、全員「監査等委員でない取締役」候補者である旨の説明）の書面の提出がありました。

しかしながら、今般改めて、提案株主より、「株主提案による監査等委員でない取締役候補者のうち3名を監査等委員である取締役候補者にしたい」との申出があり、その旨の追加書面を受領しました。これは、新たな株主提案および既存株主提案の一部取り下げに該当することとなると言わざるを得ません。6月25日に開催される当社定時株主総会の株主提案の行使期限である4月30日（会社法303条2項後段、305条1項）を徒過してなされた株主提案は不適法であるため、当社として新たな提案は法的に取り上げることができないものとして扱うとともに、あわせて既存提案の一部取り下げにも応じないこととしましたので、お知らせいたします。

本株主提案書に関するこれまでの経緯は、以下のとおりです。

#### 1. 差し替え（4月23日付）

当社は、2025年4月17日付「株主提案に関する書面受領について」でお知らせしましたとおり、2025年6月25日開催の当社定時株主総会に関し、当社株主であるNIPPON ACTIVE VALUE FUNDから、2025年4月16日付で取締役選任に関する株主提案書を受領し、その後、同月23日付「株主提案の差し替えに関する書面受領について」でお知らせしましたとおり、候補者1名の差し替えを行いたい旨の書面も受領しておりました。

#### 2. 追加書面（5月8日付）

また、5月8日付「株主提案に関する追加書面受領について」でお知らせしましたとおり、本株主提案書の記載からは、監査等委員である取締役の選任を提案するものであるのか、又は監査等委員でない取締役の選任を提案するものであるのかが判然とせず、そのままでは本株主提案書の適法性に疑義が生じることから、当社は提案株主に対し、議題の趣旨を明確化するよう要請しておりました。その後、提案株主より、本株主提案書に記載した取締役候補者については、全員「監査等委員でない取締役」候補者であり、提案株主が提案する議題は「監査等委員でない取締役12名選任の件」であるとの補足説明がなされ、そのことを確認する旨の追加書面も受領しました。

### 3. 追加書面（今回）

しかしながら、その後、5月19日に、提案株主より、株主提案による監査等委員でない取締役候補者のうち3名を監査等委員である取締役候補者にしたいとの申出があり、5月21日にはその旨が記載された株主提案に関する追加書面を受領しました。

### 4. 当社対応

当社といたしましては、提案株主の株主提案については、当初より、認定放送持株会社の認定取消事由となる日本国籍を持たないと思われる方を候補者としたり、法的に区別が求められる監査等委員である取締役とそうでない取締役を分けていないなどの不備が見られた中で、株主権を最大限尊重する観点から、これら不備を指摘し明確化を求めたり、提案株主の意図を真摯に汲み取るなど、丁寧な対応に努めてまいりました。

しかしながら、会社法上、監査等委員である取締役の選任議案と監査等委員でない取締役の選任議案は全く別の議題とされているところ、この度の提案株主からの申出及び追加書面につきましては、既に提案され趣旨も明確にされていた株主提案を変更しようとするものであって、法的には、新たな株主提案および既存株主提案の一部取り下げに該当することとなると言わざるを得ません。

6月25日に開催される当社定時株主総会の株主提案の行使期限である4月30日（会社法303条2項後段、305条1項）を徒過してなされた株主提案は不適法であるため、当社として新たな提案は法的に取り上げることができないものとして扱うとともに、あわせて既存提案の一部取り下げにも応じないことといたしました。

当社は引き続き、会社法その他適用法令の枠組みを遵守しつつ、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の声を真摯に受け止め、当社の企業価値の向上に取り組んでまいります。

以 上